

宮古市営建設工事等請負資格審査委員会規程

平成17年6月6日

訓令第41号

(設置)

第1条 市営建設工事及びこれに関連する業務委託（以下「市営建設工事等」という。）の契約について、入札に参加する者の資格、選定等を審査するため、宮古市営建設工事等請負資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成17年宮古市告示第15号。以下「規程」という。）第6条に規定する資格者に係る同条に規定する業種別の区分に関すること。
- (2) 規程第10条の規定による資格の取消しに関すること。
- (3) 設計額2,000万円以上の市営建設工事（規程第2条第1号の市営建設工事をいう。以下同じ。）の随意契約に関すること。
- (4) 設計額5,000万円以上の市営建設工事の競争入札の入札参加条件に関すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札の参加者の資格に関すること。
- (6) 設計額1,500万円以上の業務委託（市営建設工事に関連する業務委託に限る。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市営建設工事等の契約の適正な事務の執行を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は宮古市副市長事務分担規則（平成23年宮古市規則第19号）に定める事務分担に基づき事務を分担する副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、企画部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、水産課長、建設課長、生活排水課長及び契約検査課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関係ある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

5 委員長は、軽易なもので会議を要しないと認めたときは、副委員長及び委員に回議してこれを決することができる。

(市長への報告)

第6条 委員長は、前条第3項及び第5項の規定による会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。